

発言ともとれる。したがって、弘安七年（一二八四）五月廿日新御式目廿八ヶ條⁸の「條々公方」の公方は、勿論本来的には鎌倉幕府將軍をさしているわけだが、義教は自分に置き替えて読んでみると考えられる。さらに得宗貞時が、泰盛の政治改革を踏まえたうえで行なった貞時流の徳政、つまり訴訟判決権のすべてを掌握した得宗専制政治のあり方も、義教は十分手本にし、自分の政治に生かそうとしたことは確かである。訴訟制度を政治に利用し、専制的な將軍権力の伸長をめざしていたことは義教の政權を通じて言えることである。それでは、義教が学んだと推測される弘安の改革とはいったいどのようなものであったのか、また、貞時流の訴訟制度のどの部分を倣ったと見ることができなのか等々、考察してゆきたい（これについては、第三節で後述している）。

さらに付け加えると、義教の政策には専制的な中に合理性も感じ取れる。その最たるものが、対山門政策である。一方では神選・湯起請等を命じている中世人の彼であるが、反面、仏をも恐れぬ考え方の持ち主でもある。

將軍代替わりにつきものの、所領や裁判の興行を、公正かつ迅速に解決していくとしたら、それなりに合理的判断が求められる。新將軍義教には、徳大寺実基の政治思想の影響もあつたと推測される⁹。

第二節 興行の沙汰

1 裁判の興行と禅院

まず、『建内記』正長元年（一二二八）五月十四日条に注目したい。

諸五山禅院、以掠領押領等之所領、莊主非分得利、不可然、此一段又可有沙汰之由、同御定也、予所領江州八木大國事、寺家請文分明之上者、可被任理運条勿論也、必可伺上意、不可懇望管領之由、^{（備前）}三宝山被示之¹⁰、

（略）

右にあるように、義教の政治方針として、「諸五山禅院、以掠領押領等之所領、莊主非分得利不可然」のくだりを、万里小路時房が満濟から聞いた話として記している。つまり、義教は五山禅院の莊主の暴利を押しやるというのである。新將軍は周囲から何を期待されていたのか、右の記述から浮かび上がってくる。それは、「前將軍義持時代の秕政匡正」ともいうべきもので、代替わりにつきものとして捉えればそれまでだが、所領の興行が迅速に行なわれることこそ、当時の人々にとつて「御徳政」¹¹なのであつた。右の五山禅院対策の件や、すでに述べた正長元年五月の所信表明等、双方共に満濟が義教の心境を間接的に伝えた形で記されている。日記の中のこのような書き方は、新將軍のイメージづくりの感もしないではないが、諸法令の発給などの事実を見ると、こういった周囲の要望に応えようとする義教の意志（発想）とも思われる。

將軍後継者に決定した以後の義教は、周囲にブレインが多数存在したこともあつてか、就任以後次々に、自ら発案し断行していく。義教が義持のあとを継いだばかりの幕府は、「將軍家儀、一事不可相違故入道殿時儀之由、大名等評定事」¹²とあるように前代の政治方針を踏襲したかに見えた。この初政期の状況は、満濟の日記中にも処々に記載されている。「管領二可相談由被仰」の一言に表象されるもので、これはまさに前將軍義持政治の踏襲である。

さて、前記『建内記』の記載を理解するには、五山禅僧についての考察が不可欠になる。この頃、かつての大莊園主の寺院は零落した。一般の寺社領や公家領が没落していったのに対し、禅宗寺院（特に五山）の莊園は逆に増加が確認される。旧仏教界から見れば、禅院は新興寺院であるが、ここでは、金融僧としての五山禅僧の動きが重要なのは言うまでもない。少なくとも嘉吉の乱頃までは、教团的にも、経済的にも大きく繁栄したのである。前記の義教の発議は、こういった禅院（五山、十刹、諸山）の経済的活動の陰で、没落した一般寺社・本所領の救済を念頭に置いてのことであつたと思えるが、その対策には苦慮したことが想像される。禅院の繁栄には（官寺制度に

もよるが、將軍をはじめとする有力武將らによる保護活動があったからである。その保護も中期以降になると、東班¹³という禅僧集団の金融活動を多分に計算しての保護である。東班の活躍を示す史料は、今のところ鎌倉時代には見当たらない。室町時代に入って足利基氏発給の「文和三年禅刹規式条書」（臨濟宗円覚寺文書）に「寺中利錢之計略、逐日倍增之由」と記されているものがある。この「利錢之計略」の担当僧は東班衆¹⁴にまちがいない。前記義教の発議の中にある「莊主非分得利」にある莊主¹⁵とは代官のことであり、東班衆中から廉直で器用な人物が補任されたものである。（原則的には）現役東班は莊主職には就けなく、任期中の寺功の賞として与えられた。莊主得分は年貢の十分の一とある¹⁶。彼らには一般莊園の代官と同様多大な得分があったと考えられる。莊主に任命された「器用之仁」は莊園経営は勿論として、（本寺と一体になって）年貢を収取する能力に長けていた。新見庄領家職を持つ東寺では、長祿二年（一四五八）、一千八百五〇貫文の未進年貢を取りたため、前の代官請を排してまで相国寺東班紹本都寺を代官に補任した。このような例¹⁷からも、禅寺東班の経営能力は当時評価されていたことが窺われる。しかし莊主はこの在任中に自己の得分の蓄積も怠らず、いわゆる金融利倍が行なわれた。すでに知られていることだが、禅院では祠堂錢貸付を行ない徳政一揆の攻撃対象になっている。又、東班衆個人による金融利錢も盛んに行なわれたと考えられている。

元来、室町幕府の経済的基盤（財政）が貧弱であったことは周知のことであるが、収入源（歳入）を案ずるに、幕府御料所・段錢・棟別錢・閔錢・酒屋役・土倉役・守護出錢・地頭御家人役等が計上される。それに五山禅院から五山官錢（売公文）・五山献物献上錢・五山借錢等¹⁸があり、五山からの収入は幕府にとって貴重であり欠かせないものであった。

五山関係その他の金融を主とした経済活動を右に概観したが、訴訟の場合ではどうだったのだろうか。本当の意味の裁判の興行は実施されたのだろうか。先引の『建内記』に示されたように、義教は五山禅院の不当利益¹⁹を實際に抑制したのだろうか。収奪され没落した側の愁訴に耳を傾けることができたのだろうか。

義教初政の現状を窺う史料として、『御前落居記録』と『御前落居奉書』がある。これらの史料中には、判決文書の他に施行状や安堵状なども収録され、まさに当時の諸相を窺う好材料である。これらの史料を見る限り、多くの五山関係者が、訴訟において幕府から有利な判決を引き出している。相論の一方当事者に土倉・納銭方一衆の正実坊、御倉初井等や、金融（高利貸）の山門関係者もみえる²⁰。

史料中に現われる当事者は、南都北嶺の荘園領主や五山関係者²¹、そして前に示したような金融業者（貸上）といった有徳の人々が多く、こういった傾向からも、当時の社会世相、及び幕府の立場も察せられる。要するに、幕府はその経済力に目を付け、彼らを利用することへの得策を優先したと考えられる。むしろ、守護役や関銭を免除し彼らを保護したと推測される。

幕府は畿内周辺を主とする一円知行地（旧勢力寺社本所領）を保護したとされているが、（これに相對する關係になるが）基本政策として、五山禅院領の保護が実施されていたことはまちがいない、幕府財政は、その経済力に依存して成り立っていたと考えられる。幕府と禅院の紐帯となったのが既述の東班衆である。

2 所領の興行と仏神領

正長元年（一四一八）四月二十七日改元、満濟はこの年五十一歳、四月廿日には三宮に准ぜられている。自分の思惑通りにことが運び、義教が將軍位に就いた満足気な満濟の日記は、いよいよ政治色が濃くなり、最高政治顧問としての實禄が十分な内容になる。彼は、五月廿六日²²の日記に次のようなことを記している。

先度内々被仰出神領事 管領意見通 神領号ヲ八不改シテ本主ニ被返付神用ヲモ全サセラレ、又本主モ可扶身命條、尤可為御善政歟、何様此事ハ以御隱密之儀可有御沙汰條可宜也。方々此御法由令存知者 定乱吹之儀可出来歟云々。此旨申入處、誠可然歟、乍去 尚々可有御思慮云々（略）（『満濟准后日記』正長元年五月二十六日）

条)

ここに「先度内々被仰出神領事」については、同日記、同年五月十三日条に詳しく、室町殿(義教)より内々相談を受けているのがわかる。日記は実に長文だが主たるところを抜書すると、

近来非分御寄進、神領數十ヶ所在之歟。依之又牢籠譜代家ヲ失輩、尤不便ニ被思食也。少々就歎申入可被返付歟処、神慮又難測、可為何様哉。且可申入意見也。随而又管領等ニモ能々可相談旨被仰キ。予申入云、如仰哉勝定院殿御代、数ヶ所御寄進神領又八禅院領也。神領事只今無左右可有御沙汰條モ又神慮誠難測存者也。愚意分八神領号ヲ八不被止シテ各本主ニ地下ヲ被返付、於神用八有限分ヲ可被沙汰條折中御沙汰歟。何様尚能々可相談管領條(中略)以前儀常宗ニ相尋處、常宗申様誠此御沙汰尤條、故勝定院殿一向無理義ヲ以テ其人ヲ深御罪科ノ為ニ神社ニ被寄置等在所ヲ八。只被改雖返下本所、神慮更不可有御憚歟由存者也。況神領ノ号ヲ八不改シテ可被返付本主條、神用無為。本主又不可牢籠之條尤可為御善政條由申云々。予義ト同前云々(略)(『満濟准后日記』正長元年五月十三日条)

とある。

また、『建内記』同年五月十四日条には、右史料と同内容の記述が、実に詳細に書き残されている。双方の日記には新將軍の政治方針と(しかも義教自ら發議の形で記されている)彼をとりまくブレイン、満濟、時房、常宗(清原良賢)の意見が記録され読者は何か説得されているような気分になさる。

この二つの日記の記事は、義教の初政演説ともとれる程に今後の方針が窺われる。加えてこの文面には中世の法思想が表現されている。まず、折中²³(『建内記』では中庸之儀を用いている)という考え方、孔子^{くじ}によって神慮を伺

う方策、仏神領として寄進された所領は何人もこれを悔返すことができない⁽²⁴⁾という天下の大法（慣習法）等が折り返されている。当代における最大級のインテリが意見を交換し合っているくだりは庄巻で、後世、誰彼によって読まれるであろうことを十分予測して、推敲を重ねて書かれた日記という感がある。

さて、それはさて置き、これらを簡単に説明すると次のようになる。

前將軍義持がたいした理由もなく没収し、神社に寄進してしまつた所領が数多あるが、これらを取戻して本主（旧主）に返してやりたい。彼らの牢籠を救つてやりたいが、どんな経緯があつたにしろ、一旦神に寄進した地下（所領）を悔返すのはどうだろうか。神慮また、測り難しというわけである。

しかし今、義教は新將軍としての政道を確立しなければならぬ時期にあつた。政治家としての立場と、中世慣習法の中に生きる個人の立場と、返すか返さないか二者択一に迫られたというわけである。この一件を孔子によって神慮を請い、決着をつけるかの案もあつたが、満済はこの案を支持せず前文の中で、次のように記している。

愚意分八神領号ヲ不被止シテ各本主ニ地下ヲ被返付、於神用八有限分ヲ可被沙汰條、折中御沙汰歟

と意見を述べている。

つまり神には神領の号と一定の得分を保障する、俗（旧主）には地下（所領）の進止権を沙汰付けるといふわけで、神と俗、双方の名分と利害を均分するといふものであつた。これを折中の御沙汰という。また満済は折中が神慮そのものに叶うと言い、これこそ善政であると主張した。満済のこの意見は管領、時房、常宗らの支持を得て実現されることになつた。但し、先引の日記によると、満済の意見に義教は一応賛意を表してはいるが、慎重そのもので尚々よく考えてからと保留している。新將軍の政治姿勢として注目すべき記事である。

以上のような事情があつて後、五月廿六日の義教の有名な発議「御沙汰ヲ正直ニ……」のくだりがあるのである。この時、新將軍の胸中に去来したものは、將軍・管領・重臣・側近・奉行人らが一丸となつて、公正で迅速

な訴訟制度の拡充をめざすこと、これこそ、足利政権確立の基であるという確信であつたらう。それは単なる一時凌ぎの処方ではなく、対關東・対後南朝の脅威をも一蹴できるような強固な幕府政権が必要とされている今、新將軍の威信にかけての發議ととれる。しかし、日記の内容にも時には作意が入ると推測すれば、就任間もない將軍個人に、そこまで覚悟があつたかどうかはいささか疑問である。

第三節 弘安の改革（徳政）に学ぶ

義教が將軍に嗣立された頃の社会情勢を考えると、所領興行と裁判興行が重要な課題の時期であつた。また、これらの懸案を解決することこそ「徳政」（撫民）と考えられていたのである²⁵。そこで新たな政治改革が必要とされ、その中心に据えられたのが訴訟制度の改革である。室町幕府が、鎌倉幕府の制度を手本とし、多くの制度が踏襲されていることは、すでに定説化しているところであるが、義教の政務にも、当然規模となつた前例があつたと考えられる。そうなる、そのモデルをどの体制に求めたと考えられるか。義教が前提とした体制を發掘し特定できたとしたら、それこそ、彼の御前沙汰体制を考察するうえで重要な鍵になる。彼が何をめざしていたのかその意図が、即、掴めるからである。

結論から言えば、それは貞時の「得宗専制政治」にあつたと考えられる²⁶。政権の座にある者にとって、訴訟の最終判決権を掌握・独占することこそ、政治権力の集中化（一本化）に繋がると考えたに違いない。義教が学習したその得宗専制体制がいかにして形成され、制度化するに至つたかを追つてみるのが、義教政権を知る近道になると考える。

それ故に、鎌倉時代後期から末期にかけて得宗専制政治が成立していったその過程を検討してみたい。そこでまず、安達泰盛と北条貞時の政治形態の検討を試みる。つまり、泰盛がめざした執権政治（合議制）から、